

1 漁業権者の名称及び住所

小松市瀬領町丙33番地 1
大杉谷川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第 4 号

3 遊漁についての制限の範囲

(1) 遊漁料の納付義務

漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合が定める遊漁料を組合に納付しなければならない。

(2) 漁具漁法の制限

次の表の左欄の漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具漁法	規 模
流し網	浮子網の長さ5.5メートル以下、網丈90センチメートル以下、網目2.8センチメートル以上
投網	網目2.8センチメートル以上

(3) 遊漁期間

イ 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月16日以降の組合が公示した日から10月31日まで
やまめ及びいわな	3月1日以降の組合が公示した日から9月30日まで

ロ イの表の期間の欄に掲げる公示は、北國新聞及び北陸中日新聞に掲載して行うものとする。

(4) 全長制限

次の表の左欄の魚種は、同表の右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ及びいわな	15センチメートル

4 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次の表のとおりとする（ただし、遊漁者が学齢に達しない幼児である場合にあっては無料、遊漁者が小・中学生又は障害者手帳保持者である場合にあっては同表の遊漁料の欄に掲げる金額に0.5を乗じて得た額とする。）。なお、(2)ただし書の規定による方法により納付する場合にあっては、同欄に掲げる金額にそれぞれ1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	有効期間	遊 漁 料
あゆ、やまめ及びいわな	竿 釣	1 年	4,500円
あゆ	流し網及び投網	1 年	6,000円

(2) 遊漁料の納付は、大杉谷川漁業協同組合事務所（小松市瀬領町丙33番地 1）及び大杉谷川漁業協同組合関係地区内各町内指定商店において行う。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に対して納付することができる。

5 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、様式 1 による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
(2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
(3) 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
(2) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、様式 2 による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行の日

平成 25 年 1 月 1 日

様式 1 遊漁承認証

(表)

(裏)

遊漁承認証	No. _____
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊漁者	(住所)
	(氏名) 年齢
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	
大杉谷川漁業協同組合 印	

注 意 事 項
1 遊漁者は、必ず本証を携帯しなければならない。
2 本証を他人に貸与してはならない。
3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。
4 遊漁者は、他人の迷惑となるような行為をしてはならない。
5 その他遊漁規則の遵守に関する監視員の指示に従わなければならない。

様式 2 漁場監視員証

(表)

(裏)

漁場監視員証	No. _____
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
(氏名)	年齢
(住所)	
有効期間	
自	年 月 日
至	年 月 日
発 行 者	
大杉谷川漁業協同組合 印	

注 意 事 項
1 監視員は、漁場を監視するときは、監視員であることを表示する腕章を付けなければならない。
2 監視員は、本証を携帯しなければならない。
3 監視員は、8 に該当する違反者の措置については、遊漁者に充分理解させるよう努力しなければならない。

1 漁業権者の名称及び住所

白山市鶴来本町 4 丁目エ 43 番地 2
白山手取川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第 5 号、内共第 6 号、内共第 7 号、内共第 8 号及び内共第 9 号

3 遊漁についての制限の範囲

(1) 遊漁料の納付義務

竿釣、流し網又は投網の漁具漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合が定める遊漁料を組合に納入しなければならない。